

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監 査 室(契約監視委員会事務局)
電 話 03-3542-2511 (内線2147)

第4回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成24年2月15日(水)に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第3回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成24年 2月15日(水) 国立がん研究センター第3会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監 事 ※委員会委員長)
 - 久道 茂(監 事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイズテーブルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 斎藤 知二(監査班長 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、経理室長、調達第1班長、調達第2班長、研究費事務班長、契約班長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成23年度に、平成19年度を平成22年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成23年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 第3回契約監視委員会（11月11日）において指示のあった事項について、以下により確認した。

・業務委託契約に関する業務代行保証に関する進捗状況

→契約代行業者の選出、確認等の全体的な手続きが進んでいることは評価できるが、総合設備維持管理業務委託契約等数件の契約に関して、契約代行業者が選出されていない為、早急に契約代行業者を選出し、平成24年3月中に業務代行保証に関する協定を締結すること。

・患者の食事の提供業務に関する災害時、食中毒発生時などに対する対応策の作成

→患者の食事の提供業務に関する災害時、食中毒発生時などに対する対応策の作成が進んでおり、評価できる。今後、手続きを進め、災害や事故等がおきても問題が最小限となるよう、平成24年3月中に契約体制を整えること。

2) 平成23年度における随意契約の妥当性について

・事前提出資料により、平成23年度随意契約（平成23年11月11日契約監視委員会以降）件数延べ14件について確認した。

・外国企業との契約であって、日本支社や支店等、国内の事業者には契約権限がなく、他国の法に基づいた契約を締結する際には、弁護士等によるリーガルチェックを行い契約することが望ましい。また、弁護士等によるリーガルチェックの活用に関して、契約金額等をルール化することが望ましい。

・審議資料に誤りがないよう厳正に確認の上、資料作成すること。

3) 平成23年度における1社応札の妥当性について

・事前提出資料により、平成23年度1社応札契約（平成23年11月11日契約監視委員会以降）件数延べ36件について確認した。

・最終的に1社となる事が予想される契約に関して、調達に関する労力、調達までの期間等の調達にかかるトータルコストが安価になるよう、競争入札と随意契約を合理的に判断し、形式的な競争入札とならないよう工夫することが望ましい。尚、随意契約とする場合であっても、事前に随意契約理由の詳細を公告し、競合業者等の意見を聴取する機会を作ること。

・契約の方式に関して、複数契約案件の統合による契約額全体の低減化等、様々な競争形態を模索することが望ましい。

・契約業者に関して、当法人及び所管省庁におけるOBは在籍していない。

4) 平成 23 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・事前提出資料により、第 3 回契約監視委員会以降の契約審査委員会 3 回分の審議リスト延べ 39 件について確認した。
- ・審議状況については、特に問題はないが、契約審査委員会での審議内容が分かるようコメントを付ける等、分かりやすい資料の作成を心がけること。

5) その他

業務委託契約に関する内部監査における指摘事項について

- ・被服等集配付洗濯業務委託契約において、東日本大震災の影響による一時的な対応として、一部作業を他業者に委託していた件について、事前に報告がなかった為、契約書に基づき、業務内容及び業者概要、資格等の書類を調査し、理事長決裁の上、3 者による契約手続きを行った。
- ・感染性廃棄物処理業務委託契約で、処理業務の代行業者の廃棄物処理施設が 11 月に火災事故をおこし契約期間内の復旧が困難である為、別の代行保証業者を選出の上、理事長決裁の上、契約手続きを行った。

→上記 2 件の内部監査で指摘された事項について、適宜改善されていることが報告された。

以 上